

会議記録

会議名称	令和3年度第5回 杉並区外部評価委員会
日時	令和3年11月9日(火) 午後2時59分～午後5時02分
場所	東棟4階 庁議室
出席者	委員 岩下、奥、高山、田淵、山本 区側 総務部長、行政管理担当課長、経理課長、企画調整担当係長、 契約担当係長 ○案件1 営繕係長 ○案件2 機械設備係長 ○案件3 営繕係主査 ○案件4 教育施設計画推進担当係長、文化財係長 ○案件5 保健給食係長 ○案件6 庁舎管理係長 ○案件7 学校ICT担当係長 ○案件8 杉並清掃事務所管理係長
配付資料	資料1 入札・契約制度の改革 資料2 年度別入札・契約制度の変遷 資料3 落札率の推移 資料4 年度別入札形態別平均参加事業者数一覧 資料5 業種別競争入札登録事業者数 資料6 過去3年間指名停止業者一覧 資料7 令和2年度 不調案件処理経過 資料8の1 区内業者の受注機会の確保に向けた入札・契約制度の再構築 について 資料8の2 (1) 令和3年度 公契約条例第2条第3号アに規定する予定 価格5千万円以上の工事又は製造の請負契約について (2) 令和3年度 公契約条例第2条第3号イに規定する予定 価格1千万円以上の工事又は製造以外の業務委託契約に ついて (3) 令和3年度労働報酬下限額について 資料9 令和3年度杉並区障害者就労施設等からの物品等調達方針 資料10 工事審議案件 資料11 工事審議案件資料 資料12 委託審議案件・物品審議案件 資料13 委託審議案件資料・物品審議案件資料

会議次第	<ol style="list-style-type: none">1 開会2 議題<ol style="list-style-type: none">(1) 報告<ul style="list-style-type: none">・ 杉並区の入札・契約制度の概要について 入札・契約制度の改革・ 杉並区公契約条例について(2) 令和2年度入札及び契約に関する外部評価について<ul style="list-style-type: none">・ 工事契約 審議案件・ 委託・賃貸借契約 審議案件・ 物品の購入契約 審議案件3 その他<ul style="list-style-type: none">○第6回外部評価委員会4 閉会
------	---

○行政管理担当課長 今年度第5回の外部評価委員会を始めたいと思いますので、よろしくお願いたします。

今回は入札監視委員会になります。

本日も、○会長、○先生、○先生、○先生の4人はオンラインでの御参加になりまして、○先生は区にお越しいただいております。よろしくお願いたします。

会議の最中に聞きづらいことなどがございましたら、遠慮なくお申し出ください。

仮に途中で通信が切れてうまく接続できないようなことがございましたら、事務局まで御連絡いただければと思います。

それでは、○会長、進行をよろしくお願いたします。

○○会長 それでは、ただいまから第5回の杉並区外部評価委員会を開きたいと思います。

本日は、入札監視業務の一環としての外部評価委員会ということになります。

今日は、議題としては報告案件と我々の外部評価に係る審議案件があるわけです。

この議事に入る前に、例年のことですが、予定価格等が外部公表されていないものもございますものですから、その場合には事務方として価格が言えない事態も生じ得ると思いますので、委員の方々には知られている事項等もあるかと思いますが、最終的に未公表のものについては議事録等にもとどめない扱いになりますので、よろしくお願したいと思います。

最初に、報告事項が2件あるのですが、その前に資料は資料1から資料13まであるようですが、全部届いておりますでしょうか。よろしいでしょうか。

私も先ほど見たのですが、仕様書等がそれで十分かどうかというのはいろいろ御議論があるかと思うのですが、別途メール等にてお送りいただいていたと思います。

それでは、最初に報告事項につきまして、担当の経理課でしょうか。1から9までと参考資料の1から3までをまとめて御説明ください。その後に質疑があれば入りたいと思います。

よろしくお願します。

○行政管理担当課長 ○会長、最初に総務部長からの御挨拶をよろしいでしょうか。

○○会長 よろしくお願します。

○総務部長 皆さん、こんにちは。総務部長の白垣です。御無沙汰しております。

外部評価委員会の皆様には、大変お世話になっております。私は総務部の前、政策経営部でも大変お世話になっておりますので、もうかれこれ10年以上、本当に皆さんにお世話になっておりまして、リモートの委員さんもいらっしゃいますけれども、この場をお借り

して改めて御礼申し上げます。ありがとうございます。

本日は入札監視委員会ということですので、冒頭、所管部長として一言簡単に御挨拶をさせていただければと思います。

この後、事務局からも資料に基づいて報告をさせていただきますが、区はこの間、様々な形で入札・契約制度の改革を行ってまいりました。昨年は3月の公契約条例の制定を契機といたしまして、公契約の適正な履行、公共工事等の品質の確保、そして、地域経済の活性化という基本方針に基づいて入札・契約制度の再構築を図ったところでございます。具体的には、工事におけるダンピング対策や不調案件の防止対策の強化、また、JVの構成要件の見直し、さらには区内事業者の受注機会の拡大などを柱とした制度改正でありまして、今年度、この4月から再構築後の制度の適用を開始しているところでございます。

こうした区内部の取組に加えまして、第三者機関である外部評価委員会、入札監視委員の皆様から客観的、専門的な視点に立った御意見、また、御指摘等を頂戴することは、区の入札・契約の透明性、公正性、さらには適正性を高める上で大変重要なことだと認識してございます。本日もそうした視点に立った忌憚のない御意見をお寄せいただければ幸いに存じます。

簡単でございますが、御挨拶に代えさせていただきます。本日はどうぞよろしく願いいたします。

〇〇会長 どうもありがとうございました。

部長におかれては、今、議会等で御多忙だと思いますので、御退席されるということでございます。よろしく願いいたします。お疲れさまでした。

〇総務部長 では、皆さん、よろしく願いいたします。

(総務部長退室)

〇〇会長 それでは、議題に入りたいと思います。

先ほど申し上げましたとおり、最初に報告案件がございますものですから、資料の1から9、参考資料の1から3をまとめて御説明をお願いいたします。

〇経理課長 経理課長の高林です。いろいろとお世話になっております。御無沙汰してございます。

報告する前に、本日の出席者、私どもの契約課の契約担当者を紹介したいと思います。

画面に登場していただくこととなりますけれども、契約担当は3名おりますので、初めに、総括及び物品担当をしている岡田係長です。

○契約担当係長 物品担当の岡田です。よろしくお願いいたします。

○経理課長 続きまして、工事を担当している浦山係長です。

○契約担当係長 工事担当の浦山と申します。よろしくお願いいたします。

○経理課長 最後になりますけれども、委託の担当をしています、浅野係長です。

○契約担当係長 委託担当の浅野と申します。よろしくお願いいたします。

○経理課長 それから、例年のことですけれども、皆様に御審議いただく際には所管課の説明員が必ず来てございまして、こういうリモートでやってございますので、必要に応じてその都度モニターの前に座って審議に対しての御答弁等をさせていただきたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

早速なのですが、先ほど○会長からお知らせがありました。それに1点、私どもから御報告といたしますか、お知らせで、今回の審議案件につきましては、まず、皆様から選定をいただいたものがございました。これらの候補を基にいたしまして、例年のこととさせていただきますけれども、○会長と調整をさせていただきましたこの8件を今回の審議案件としていただいておりますので、その御報告をさせていただきます。

早速ですけれども、資料についての報告をいたしたいと思っておりますので、恐れ入りますが、資料1を見ていただいてよろしいでしょうか。資料1は「入札・契約制度の改革」というタイトルでございまして、こちらにつきましては、区が行いました契約制度の基本的な方針等々、それから、今回の審議対象になっている令和2年度と今年度の取組の方針について記載してございます。

(2) について御説明をしようと思いましたが、先ほど冒頭に白垣部長から非常に簡潔に分かりやすい御挨拶の中で紹介がございました。まさにそのとおりでございますので、ここでの説明は割愛をさせていただきますが、詳しい内容につきましては、後ほど資料8に行ったときに改めて御覧いただきたいと思いますと思っております。

この制度の改革につきましては、様々な観点から資料を用意してございますけれども、14ページまで続けて制度としてまとめてございます。

その次の15ページから18ページにかけて、こちらにつきましては令和2年度の入札を行った結果をまとめてございます。一つには全体、あとは工事案件、委託案件、物品等、それぞれ分けて4ページにわたって報告をさせていただいております。

次に、資料といたしましては19ページから21ページになります。

○○会長 杉並のシステムはあまりよくないですね。(通信不良)

(機器調整)

○経理課長 今、音声は届いているでしょうか。

○○会長 しばらく途絶えていました。心配していたのです。昨年に引き続いてのあれなので心配ですけれども、適宜重要な案件だけお願いします。

○経理課長 資料については18ページまでを紹介したところですが、大分皆様のお手元とはずれているでしょうか。

○○会長 心配なのは、速記の議事録との関係の整合性ですね。速記の方はおられるから、速記は成立しているということですね。分かりました。承知しました。

○経理課長 個別のテープレコーダーも卓上にあります。

○○会長 では、続けてお願いします。

○経理課長 それでは、資料19ページから21ページについて説明をさせていただきます。こちらにつきましては、区の平成13年度以降の契約制度の変遷について資料をまとめてございます。後ほどこちらは確認をしていただけたらと思います。

22ページから25ページまで、こちらにつきましては、平成22年度からの各案件の落札率の推移と、それを見やすいようにグラフ化した資料をまとめてございます。こちらも後ほど審議の際に御活用いただけたらと思います。

26ページになりますが、年度別の入札形態別平均参加事業者の一覧になってございます。27年度から令和2年度までを実績として掲げているものでございます。

27ページから30ページにおきましては、こちらの業者さんの業種別の登録状況をまとめた資料になってございます。工事、委託、物品等々について、4ページにわたって資料をまとめてございます。

続きまして、31ページ、資料6になりますけれども、こちらは過去3年間に区が行いました指名停止業者の一覧になってございます。令和2年度につきましては、31ページの下に4事案ほど指名停止をした事案を掲げてございますが、幸いなことに区内業者は1件も対象にはなりませんでした。

続きまして、裏面の32ページ、資料7でございますけれども、こちらは令和2年度中におきます不調案件の処理の経過をまとめた一覧となっております。

令和2年度の特徴について簡単に申し上げますと、契約の参加申込みをしたものの、理由が全者辞退による不調案件が多く発生してございました。あまりいいことではないのですけれども、これらにつきましては契約といたしましては、入札が不調となりましたので、

その後の対応として、まず一般競争入札におきましては、単価を最新のものに置き換えて予定価格を再積算いたしました。また、ほかの方法としては、仕様を分割あるいは仕様の内容を見直すなどして再度入札公告をいたしました。業者を指名する競争入札におきましては、まず、仕様等は変更せずに業者の総入替えを行い再度入札を行ったり、それでも対応が難しい場合には、仕様そのものを見直すなどによりまして指名競争入札を実施いたしました。

杉並区の基本的な姿勢といたしましては、不調になったらすぐに随意契約をしないということは今までもそうですけれども、令和2年度においてもそのような対応により競争性の確保に努めてまいったところです。

なぜ不調になったかということですが、工事につきましては、年度の後半によく不調が発生をしております、金額的にこちらが発注する予定価格が500万を下回っている場合には、人手不足等々人件費の関係で不調になったのではないかと分析をしているところでございます。

一方で、委託案件につきましても人手不足に起因する不調は非常に顕著な状況でございました。特に電気設備保安保守点検のようにある資格を持った者を配置してくださいという資格要件を条件にした場合には、不調が多く発生しているような傾向でございました。

先に進みまして、34ページを御覧ください。こちらが資料8になりまして、冒頭で白垣部長も御挨拶の中でお話ししましたが、杉並区が行った入札・契約制度の再構築の内容でございます。

こちらにつきましては、まず区は契約の本則を緩和して、区内業者を優先するための臨時的措置というものを10年間行っていました。この10年間の取組につきまして、改めてその成果がどうだったかという検証を令和2年度に行いました。その際には、10年間の物価の上昇あるいは賃金等の上昇についても視野に入れました。さらには区内業者を優先する他区の動向についても勘案をして検討を行った結果、資料でいうと35ページの別紙1に記載するような再構築欄、太枠でそれぞれ書いてありますけれども、目的と再構築した内容を比較対照する表の一番右側の対応を取ることにしたものでございます。この運用は令和3年度、今年の4月の契約発注分から適用しているところでございます。

36ページにつきましては、令和2年度におきます区内事業者の受注率ですね。どのくらいの率で区内業者が仕事を受けているかを一覧にしたものでございます。

37ページから40ページまでは、公契約条例に関わる審議会で配付した資料を参考に添付

をさせていただきます。

最後になりますけれども、41ページには、区が行っています障害者就労施設等々に対する物品の調達について、その調達の方針を参考に掲げているものでございます。

43ページには、調達の金額の推移をグラフ化してまとめさせていただきます。

入札・契約制度等に関わる、それから、区の実績についての資料の説明は以上でございます。

〇〇会長 ありがとうございます。

今の報告につきまして、その是非について我々は言う立場ではないのですが、御質問や御意見がございましたらよろしくお願ひいたします。新しく公契約条例等ができて、若干我々の入札監視委員会との関係も出てまいります。

特に御意見や御質問はないですか。

なければ、審議案件が8件もありますので、そちらの時間に移りたいと思いますが、よろしゅうございましょうか。

それでは、先ほど来課長からお話があったとおり、抽出しました8件については各委員の方から抽出していただいて、複数の委員から抽出されたものを優先して選定させていただきました。ということで、よろしくお願ひしたいと思います。

では、これは個別に工事、委託、物品に分けて、工事ならば3件をまとめて説明をしていただいてから審議というスタイルですか。（通信不良）

また切れた。大変ですね。たしか去年は速記者のところに来ていただいてやった記憶があつて、担当課長、聞こえますか。

〇経理課長 聞こえます。声は届いています。

（機器調整）

〇〇会長 復活した。かなり厳しいですね。

取りあえず、工事案件を3件まとめて説明していただけますか。

〇経理課長 了解いたしました。

では、状態がいろいろうちに説明させていただきたいと思います。

まず、1件目の成田保育園移転改築及び併設1施設建設建築工事について説明をさせていただきます。

入札方式は一般競争入札で、参加者はJVでございます。日程ですけれども、令和2年7月6日に公告を行いまして、8月18日に開札をしました。1回目では落札しませんでしたの

で、翌日19日の第3回目で落札決定したものでございます。予定価格は4億9232万円、税抜きでございます。入札参加者は区内3者参加でございました。落札率は99.9%になります。

この資料につきましては、入札見積経過調書と公告文を添付させていただいております。

工事の概要について説明をいたします。杉並区立施設再編整備計画に基づきまして、旧成田西子供園移転改築後の跡地を活用いたしまして、杉並区立成田保育園と杉並区立コミュニティふらっと成田西を併設した施設の整備を図るものでございます。予定価格が5000万を超えるため、発注公告時には予定価格そのものは公表しておりませんでした。

続きまして、特別養護老人ホーム上井草園及び併設1施設厨房空調機取替えその他工事について説明をさせていただきます。

入札方式は指名競争入札、日程は令和2年10月8日に業者を指名いたしまして、10月21日に開札を行いました。予定価格は税抜きで198万4000円でございます。入札には区内10者を指名してございまして、このうち9者が辞退、落札結果は落札率100%でございました。

指名をした内容ですけれども、杉並区の該当業者に登録のある区内業者といたしまして、指名の受注の状況、公共工事の実績のある、こういった観点から10者を指名いたしました。なお、この案件につきましては、9月23日に8者を指名して入札を公告してございましたが、10月6日に開札をした時点でこれは不調となってございました。そのため、今回2度目の入札をかけたものでございます。

工事の概要について説明をさせていただきます。特別養護老人ホーム上井草園地下1階の厨房内の電気室ヒートポンプエアコン1台の取替え、それと、同じ建物内になりますけれども、おあしす上井草小規模多機能ホーム1階脱衣室内にあります電気室ヒートポンプエアコン1台の新設を行ったものでございます。

次に、3件目の工事案件の説明をさせていただきます。堀ノ内保育園1階倉庫漏水改修工事でございます。

こちらの入札方式は見積競争でございます。日程は令和3年2月19日に業者を指名いたしました。3月5日に見積競争をしたところでございます。予定価格については非公表の扱いでございます。見積競争をした業者は区内6者でございまして、2者が辞退、3者が不参加となっております。1者につきましては札がありましたので、2回目の時点で予定価格超過による減価交渉に駒を進めたものでございます。

こちら指名をした業者につきましては、区内の該当業者に登録のある区内業者を対象に、過去の指名の状況、契約の実績、受注状況、併せて官公庁の他の工事の実績のある者

の観点から6者を指名したところでございます。

この入札に関する資料は、入札見積経過調書として資料11-6に添付をさせていただきました。

続きまして、工事の概要でございますが、1階倉庫天井の直上便所の排水管継ぎ手部分から漏水をしていたため、倉庫内の天井を一時撤去いたしまして、配管の改修を行った工事でございます。

入札見積経過調書の備考欄に記載がございますが、2回の入札で落札者が決まらなかったため、最低価格で見積りを提出した者と減価交渉により契約を締結したものでございます。

駆け足でございましたが、3件の工事案件については以上でございます。

〇〇会長 ありがとうございます。

それでは、個別の審議に移りたいと思います。

最初に、成田保育園移転改築及び併設1施設建設建築工事というこの5億円ぐらいですか、割合大きな金額の建築工事につきまして御審議をお願いしたいと思います。どなたからでもまず御質問あるいは御意見等を賜ればと思いますが、いかがでしょうか。

まず、予定価格はどうやって立てられたのでしょうか。

〇契約担当係長 予定価格につきましては、工事主管課、区で積算をいたしまして、そちらを経理課で再度積算を確認いたしまして決定しております。

〇〇会長 よく聞き取りにくかったのですが、これはいわゆる東京都の基準や国交省の基準に従って積算されたということですか。

〇営繕係長 工事主管課の政策経営部営繕課で営繕係長をしております、安藤と申します。よろしく願いいたします。

本工事につきましては、設計委託を設計事務所に委託しておりまして、東京都財務局の積算基準に従った工事の積算をしていただいて、その内訳書を基にして起工をさせていただきます。

〇〇会長 なぜそういう御質問をしているかという、落札率が非常に予定価格に近いものですから、業者が実質的に積算をもしやっただとしてもその値になるのかどうかということが確認したかったからなのです。それはどんな状況ですか。共同企業体としてはかなり差があるような気がするのです。

〇契約担当係長 都の積算単価などはもともと公表されてございますので、事業者のほう

でも積算は可能であると認識しております。

〇〇会長 私には今の回答はあれなのですが、ほかの委員の方、どうでしょうか。

どうぞ、〇委員。

〇〇委員 私もこの金額のことは気にかかったのですが、第1回的时候に5億1000万円から5億3000万円ということですね。しかし、こちらで出している予定価格は税込みで5億4000万円で、税を外すと大体4億9000万円と。何でこんなに差があるのだろうということは思ったところです。企業の中でも2000万円ほど差がありますし、杉並区が積算したものとの間にもかなりの差がありましたけれども、これはどんなところから生じてくるものなのか。基準が決まっていればほとんど同じになってもいいかと思うのですが、その辺はどのように御認識なのでしょうか。

〇契約担当係長 基本的には事業者のほうで当然利益を得られる内容で積算してきますので、それなりに当初の入札というのは利益を含めた金額を入れてきていると考えております。ただ、それで当然落札できないとなりますと、事業者のほうでも再検討していただいて、工夫の余地があるところにつきましては減額可能な部分を再度見直して入札されているところと考えております。

〇〇会長 分かったような話ではあるのですが、端数だけがちょうどないような金額で札を入れるというのは、通常だとその価格が何らかの格好で漏れているとしか考えられないというのが一般的な普通の感想になるわけですね。ですから、いろいろ〇委員からも御質問があったのだと思います。

もう一点、私が個人的に確認したいのは、先ほど来の入札の改革の中で、5億円の見方がどうか。税抜きなのか税込みかは別にして、これぐらいの金額だと総合評価方式の採用は検討されたのですか。総合評価の方式の対象にならないのですか。

〇契約担当係長 基本的には5000万円を超える案件は、通常ですと総合評価の対象としておりますけれども、こういった議会案件などの大きい案件につきましては。

〇経理課長 すみません。途中で替わりますけれども、今、会長の御質問である金額の物差しで申し上げますと、建築工事の5億円というのはそれなりに大きな工事案件だと区は考えておりまして、区の今の規定では5億円を予定価格で超える場合はJV、つまり共同企業体を組んでそれで受注をしてくださいというのを受注条件にしてございます。

それはなぜかという、一つには区内業者をなるべく参加させる機会を設けたいということで、区内が力を合わせて受注できるような規模として5億、もちろん区外であれば大

手ゼネコンが来れば1者でもできるような案件なのかもしれないですけども、私どもとしては現在の制度改革では区内受注の機会を多く取るということで、金額についてはこういう考え方を当てて基準を持ってございます。

〇〇会長 今回の説明は納得できないのですが、3つの共同企業体とも区内業者ですね。
(通信不良)

〇経理課長 はい。

〇〇会長 これは3共同企業体とも区内業者なのですよ。だから、興建と矢島だけが区内業者だったら今のことは分かるのです。

〇経理課長 これはですね。

〇〇会長 重要なときに切れると困るな。速記の方も聞こえていないのですか。そうすると、2回言わないといけないので。

〇経理課長 会長、聞こえています。

(機器調整)

〇〇会長 復活したみたいですけども、もう一度言います。今の経理課長の御説明は少し了解できないのです。というのは、参加された3つの共同企業体とも区内業者ですね。だから、興建社と矢島建設共同企業体だけが区内業者であればそちらになるべく受注したために事前の何らかの協議等があったかもしれないと思うのですが、3者とも区内業者になっていますね。だから、今の説明は全く納得できないのですが。

〇経理課長 もう一度説明をさせていただきますと、まず、お手元に配付している入札の見積経過というのは、私どもの公告に対して参加をしようと言った3業者の集まりでございます。ですから、JVは3JVあるのですけれども、それらのJVが皆区内業者同士で手を組んでいるというのが3通りできてしまったと。でも、私たちの規定もしくは今回の入札公告にはきちんと区外業者が参加できる条件を設けて、区外の方もJVを組めますと、組む場合の条件もきちんと記して公告をさせていただきました。しかし、なかなかタイミング等もあるのか、そこら辺は分かりませんが、結果としては3JVのみの手挙げになったという経過がございました。

〇〇会長 それは分かるのです。それと先ほどの話は違うのではないですか。それで落札率が99.9%になっている説明の内容とは。

〇経理課長 今回の説明は99%との関連性はございません。それは切り分けての説明になります。最初に説明した総合評価とは関係ない、最初は総合評価という話だったのですが、

ソロではなくてJVのほうで入札を。

〇〇会長 それは分かります。99.9%の話とは別の話ですね。

〇経理課長 そういうことです。

〇〇会長 だから、まだ不透明なのですが、ほかの委員の方、どうでしょうか。

〇経理課長 補足をさせていただきますと、この入札経過は3回まで入札がされています。1回目は3グループとも皆さん札を入れました。先ほど〇委員からも御質問がありましたが、予定価格から比較するとかなり開きがある札を3者とも入れています。これは落札しませんでしたので、2回目に行きますよということを私どもも案内してございます。

その際に、2回目に行くときには、1回目で最低の入札価格を入れている札がありますので、それをほかの2JVにも示してございます。これが一番安かったのだというのを皆さんが共通して情報を得たと。それで2度目にチャレンジするときに、3番目の江州・天心はこれはもうとても割が合わないということで辞退をされましたが、白石・日盛はまだ頑張るぞということで2回目に進んでございます。

ここでも予定価格にはまだ満たない状況でございましたので、この2回目が終わった時点でもう一度最低入札価格をこの額でしたよということをお見せしました。その結果、自分が入れた札ですので、興建社と矢島は自分のものが一番安かったのだということを知りつつ3回目に値を下げてきたと。そして、白石・日盛は辞退してしまったと。

では、なぜ99.9で収まったかというのは、これはもう微妙な業者による積算能力ではじいたものだと思ってございますので、この金額を埋めるための手法は、私どもではどうやってこの金額差を出したかというのは知り得ないところなのですけれども、そういう経過で99.9になったと私どもは理解してございます。

〇〇会長 今の説明は全く納得できないですね。通常、工事の入札、開札の2回、3回は全く普通のことですので、私の経験からいって全くそれは異常事態だとも思われたいのです。

だから、今の説明は全く個人的には納得しづらいのですが、私ばかり話していても意味がないので、ほかの方の御意見を聞きましょう。どうでしょうか。よろしいですか。そういうわけではないと思うのですが。

〇先生、どうですか。何か御意見、御質問はありますか。これでよろしい、何ら問題はないということですか。

〇〇委員 問題があるとまでは言えないかと思います。

〇〇会長 なぜこだわっているかというのと、低入札調査基準価格に比べればかなり上回っ

ているので、それほどまだ危機感を持つような、2回目の札が入った時点で考えるような状況ではなかったはずなのです。これは不透明だと断定しているわけではないのですが、非常に理解に苦しむような価格ですねと申し上げているだけであって、これが不適切だと言っているものではないわけです。

ほかの方、どうでしょうか。○先生を含めて。

○○委員 辞退理由までは直接事業者聞いていないわけですね。

○経理課長 辞退の理由を入れているところはありません。その理由は、本当にちょっとしたメモしかありませんので、この先の減額は不可能だというような趣旨の理由を書いているところは1J Vございました。

○○会長 これはたしか電子入札だとすると、辞退という札を入れるのではなかったですか。

○経理課長 辞退の札を入れて、業者によっては辞退理由書を。

○○会長 事後的に確認した辞退なのか、記載は各省庁はいろいろ確認するのですが、辞退というのは電子入札で辞退と書いてあったものを指しているのか、確認して辞退だったのか、どちらなのか。

○契約担当係長 電子調達サービス上で辞退届が提出されたものとなっております。

○○会長 分かりました。

ということのようですが、よろしいですか。

○委員、どうぞ。

○○委員 確認なのですが、この3つの共同企業体に関して、令和2年度の区のほかの実績はありますか。

○経理課長 2年度を調べますので、少々お待ちください。

興建社・矢島につきましては調べていますけれども、区の中央図書館、そちらの改修工事がございまして、これを受注した実績がございまして、区立の中央図書館です。

○○委員 2年度ですか。

○経理課長 2年度ではない。すみません。2年度は今調べてございます。

○○会長 それでは、そのデータは並行して調べていただいて、次の案件に移りたいと思います。特別養護老人ホーム上井草園に係るその他工事について、御意見、御質問、いかがでしょうか。

これはある意味で全部辞退になっていますから、異常な事態だと思いますが。

どうぞ、○委員。

○○委員 確認なのですけれども、先ほど8者、10月6日に開札したら不調だったという御説明だったかと思うのですが、その8者というのはここに今ある10者とは全く違う状況なのか、その辺りと、あとは辞退の理由をお知らせください。

○経理課長 数ですけれども、指名したのは6者でございます。6者につきましては全者辞退ということを説明させていただきましたけれども、理由につきましては、電子調達サービスに辞退届が出ていますが、いずれも辞退理由は不明でございました。ただ、この案件につきましては、区の規定によりまして事前に予定価格を公表してございます。ですから、その予定価格と仕様や積算資料、こちらを比較して辞退をされたものと私たちは考えているところです。

○○会長 ということは、入札見積経過調書の予定価格非公表というのは間違いですね。予定価格は事前公表ということですね。この調書の書き方、予定価格は非公表となっているけれども、予定価格は事前公表ですね。

○経理課長 予定価格につきましては、お手元の資料で金額が表示されているかと思えます。

○○会長 入札見積経過調書の予定価格が非公表になっていますけれども、これは事前公表ですね。間違いですね。

○経理課長 失礼いたしました。私どもがお出した資料が誤記になっていまして、非公表ではなく事前公表です。

○○会長 分かりました。

○経理課長 それと、先ほど○委員が1回目の入札で不調になった業者さんと2回目の業者さんは同じか否かという趣旨の御質問があったと思うのですけれども、2回目で落札した業者の一覧と1回目の指名業者は全部業者を替えてございます。入替えを行いました。

○○委員 全部で何者あるのですか。

○経理課長 この案件に関しましては、16者で争ったことになりましてけれども。

○○委員 区が指名する業者は何者あるのですか。

○経理課長 母数ですね。全体で幾つあるかと。(通信不良)

○○委員 また止まってしまいましたね。

○○委員 たしか27ページにある一覧に登録業者数が出ていますね。10番の空調工事ですね。だから、37になっていますね。

〇〇委員 なるほど。区内は37ですね。ありがとうございます。

〇〇会長 心配しているのは、この録画が速記者に伝わっていないと、今の発言は全く記録されないことなのですよ。

〇〇経理課長 伝わっていますと今、確認をしました。

(機器調整)

〇〇会長 復活したか。

どうぞ、お答えください。

〇〇行政管理担当課長 会長、すみません。今日、こちらの音声聞こえないという障害が何回か起きていまして、その都度、こちらで中断したいと思うので、聞こえなくなったらすぐ言っていただけるとありがたいです。

〇〇会長 聞こえにくいですよ。

〇〇経理課長 ごめんなさい。速記は全て聞こえているということです。

〇〇会長 速記は聞こえている。では、主催者のだけが落ちているというわけですか。

〇〇行政管理担当課長 そういうことです。

〇〇会長 そうしたら、席を替わってほしいのですけれどもね。だから、御案内だと思いますけれども、去年は速記の方のところに移っていただいて、速記の方が主催者側のところに回って記録をとどめていただいた。速記の方は別に顔を映す必要はないのでということをやりましたね。

〇〇経理課長 〇先生のは生きていますか。

〇〇委員 今、生きています。

だから、先ほど〇さんが話していたのは分かるけれども、聞こえていなかったことがありましたね。あれは速記者も聞こえていないということですね。今、ここで聞こえているものと同じものが聞こえていると。だから、〇さんからすると、聞こえていない部分があるのではないかということになるのです。

〇〇行政管理担当課長 ありますね。聞こえていない部分も多少あるのですけれども。

〇〇会長 誰かのレコーダーに記録されていればいいのですが。

〇〇経理課長 ちょっと見にくいですが。

(機器調整)

〇〇契約担当係長 これでいかがでしょうか。

〇〇会長 聞こえることは聞こえます。聞き取りにくいだけで、聞こえています。ただ、

そうではなくて、一方的にそちらの主催者側が何回か落ちているので、今、それが問題になっているだけです。

(機器調整)

○行政管理担当課長 再開したいと思います。

○○会長 ○委員、引き続き質問をお願いいたします。

○○委員 先ほど、区の空調工事の指名は何者ですかとお尋ねしたのですけれども、通信ダウン中に○先生から資料の27ページで37者とデータがありますということをおっしゃっていたので、37者でよろしいですか。そのうちの最初が6者で2回目が10者で計16者を指名したところ、1者だけから応札があったということですか。

○経理課長 おっしゃるとおりでございます。間違いありません。

○○委員 辞退の理由は分からないということなのですね。

○経理課長 先ほども申し上げたことの繰り返しになりますけれども、この仕様に対して事前公表している金額との比較と、当然事業者さんは自社でも積算をしていると思いますので、その積算との見合いで辞退されているものと認識してございます。

○○会長 今のは違うでしょう。予定価格を事前公表しているから、その値にストライクを出せば絶対に取れるということだけでしょう。だから、逆に言うと怖いのは、ひよっとすると1者がそれで取るということを出して、ほかの者を排除したのではないかということが、我々入札監視としては問題意識として非常にデリケートな問題なわけですから、そういうことを契約担当の方も気づいてほしいというのが我々からのメッセージです。

○経理課長 分かりました。

○○会長 それについて回答はしていただけますか。

○経理課長 御指摘のところはまさにそのとおりなのですが、私どもとしても1回目の状況を見て2回目で全部指名業者を入れ替えたということと、指名する数も増やしてそういう事態にならないように指名を行ったところなのですが、結果としてはどうしてもこうなってしまったので、これはまた次の指名等々には生かしていきたいと思っております。

○○会長 だから、そういう場合には、いろいろ今後のために辞退のところから落札業者からそういう要求はなかったのですかねと念を押して、確約書を取っておくべきだと思うのです。そうでないと、不当排除か何かのような関係が起こっていたかもしれないわけです。そういうことです。

○経理課長 その辺の手續に関しては今の意見は参考にさせていただきますけれども、何せこの手の規模も含めてこの時期はかなりの数の発注をかけていますので、なるべく効率的に指名をしているというのもありますので、私どもとしては正確な競争をしてもらうように努力していきたいと思っています。

○○会長 分かりました。

ほかは御意見はないですか。

どうぞ、○委員。

○○委員 積算というのは、先ほどの都のあれとかいろいろあって金額をつくっているわけですね。それに対して業者は安過ぎるというので辞退しているのですね。人手というのもあるでしょうけれども、価格的なものが当然あって辞退している会社もあるわけですね。そこはよく分からないのですが、積算はそんなに違わないと思うので、標準的に見積もってあれば応札もあっていいはずなのに、ほとんど1者以外は全部辞退したと。それが積算の間違いなのか、だから、その辺はどうなのですか。

○経理課長 積算は2度同じ金額を積算していますけれども、東京都の基準に照らして積算をしていることは内部では確認してございますので、その結果、こうなった状況は金額との見合いだというように私どもは考えているところです。

○○委員 通常、都のものは不合理な積算基準ではないのですね。それでもほとんどが辞退したというのは何か原因があるのですね。それだけ辞退しているということは。

○契約担当係長 担当係長の浦山と申します。

1回目の入札に関しては辞退の理由は記載はございませんでしたけれども、2度目の入札の際には技術者の予定が合わないですとか、現場代理人の手配ができないためですとか、協力会社の日程が合わないですとか、そういった積算価格とは別の辞退理由もございました。

○○委員 今の理由は、ほとんど金額ではないということですね。

○機械設備係長 工事主管課の政策経営部営繕課機械設備係長をやっています、岩村です。よろしく申し上げます。

今の辞退の理由なのですけれども、上井草特別養護老人ホームは24時間ずっと使っている施設でして、工事自体が夜間などその辺の制約が出てくるので、そういった制約の中で工事を進めていくというのを加味した積算はしているのですが、それでも例えば職人の手など、そういったものが確保できないという理由で辞退されたと認識しております。

〇〇委員 なるほど。そういう金額ではない特殊な事情があつてということですね。それでしたら理解できます。

〇〇会長 ほか、ございませんか。

それでは、3件目の堀ノ内保育園1階倉庫漏水改修工事に移りたいと思います。

これは1回駄目だった場合に随契に移ったということのようですが、これについて御質問、御意見はございますでしょうか。どなたからでもお願いします。

予定価格は非公表ということになっていますので、我々も金額は言えないのですが、これはそうすると、予定価格の立て方がやや状況等に合わなかったということですか。それとも時期が3月だから工事が立て込んでいたということですか。どうですか。

〇契約担当係長 1度目の入札につきましては全者入札されていますので、予定があつたということではないと考えておりますが、積算した結果、これ以上の減額が難しかったものだと考えております。

〇〇会長 もう一点、辞退と不参加というものがありますね。理由は不参加は聞けないかもしれませんが、それぞれ理由は、この場合はあれですか。1回目の最低入札の金額を提示したというわけではないでしょうね。どうですか。

〇経理課長 最低制限価格についてはどこまでいっても非公表でございます。

〇〇会長 ですから、1回目の最低入札者の金額を提示したというわけではないのですね。

〇経理課長 それも提示しません。

〇〇会長 ですね。

〇経理課長 ただ、辞退の理由として1者のみ理由が把握できているものがございまして、入札をしている最中が非常に短期間ですけれども、他の工事の受注をしたということで辞退をされてございました。

〇〇会長 これは確かに時間が非常に限られた期間にしなければいけないし、非常に短期間の話ですね。

〇経理課長 そうですね。

〇〇会長 だから、厳しい設定ではあつたと思うのです。逆に言うと、これは緊急の工事だったということですか。漏水して早くしなければならぬという感じも受けますが、そうでもないのですか。

〇経理課長 年度末の厳しい時期ですので、そういう意味でも。

〇〇会長 そうではなくて、今の説明ですと、もともと予定だったのですけれども、入札

にかける時期がたまたま遅れたということですか。それとも、私が言っているのは、漏水が急に起こったから対応せざるを得なかったということで短期間になったのか、2つの理由がありますね。

○経理課長 発注の動機ですね。

○○会長 そうです。

○経理課長 今、担当が説明する前に、先ほど○会長から確認がありました1回目の最低入札価格につきましては、さきの案件と同様に2回目に行くときには入札をした全者にお知らせはしてございます。

○○会長 それはどうなのですか。それは○先生の専門だと思うのですが、そういうことはやったほうが公正な競争になるのかどうかということは、どうですか。

○○委員 専門かどうか分かりませんが、ただ、自治体の入札監視委員会を幾つかさせていただいていますが、2回目に行く前に1回目の最低入札価格、札の金額を教えることをやっているところはないですね。そういう例を聞いたことがないです。

○○会長 そうなのです。僕もそういうことはあまり聞かない。少なくとも私にはあまり経験がないので、かなり異常なことを杉並区はされているような印象を先ほどから受けているのです。それがいいことかどうかということは即座に言えないのですが。

○契約担当係長 それについては私から、契約担当係長の岡田と申しますが、杉並区の場合、紙の入札から電子に移したところを考慮しておりまして、紙の入札の場合ですと入札会場で全ての入札価格の札の読み上げをさせていただきますので、当然その会場にいる入札の参加者は最低の価格を把握することとなりますので、2回目の札入れにはそれ以上の札は全て無効ということになります。ですから、紙の入札の制度を踏まえた電子入札といたしましては、最低の価格を表示しませんと誰が無効で誰が有効かということがつかないこととなりますので、それは必要なことと判断いたしまして行っているのが、東京電子自治体の共同運営の入札のシステムの統一的な考えでございます。

○○会長 今の説明は分かったような分からないような、でも、ほかの省庁などは電子入札でやっていますけれども、そんなことは聞いたことがないですね。電子入札は接しないところがいいわけなので、それをわざわざ告げますか。

○契約担当係長 東京電子自治体の東京の市区町村の協議会においてはこのような考えで行うこととなっております。

○○会長 東京の23区は同じ考え方ということですね。

○契約担当係長 同じでございます。

○○会長 分かりました。勉強します。

○経理課長 では、先ほどの工事発注の動機について、担当から説明します。

○営繕係主査 工事主管課の営繕課の花岡と申します。よろしく申し上げます。

こちらの工事なのですけれども、保育園で大人用のトイレと汚物槽の流れが悪くあふれてしまったということで、緊急で調査してほしいということで、こちらに要望が来ました。営繕課、こちらの工事主管課で調査しまして、緊急対応が必要ということで、積算の区分としても緊急工事費という中で工事を行っております。

○○会長 分かりました。では、僕の想定どおりなので、内容はよく理解できました。

ほか、御意見はございますか。

これは逆に言うと、緊急で短期間でされたのでこういう事象が起り得たのでしょうかけれども、もうちょっと余裕があればひょっとしたらうまく1回か2回ぐらいで落札したかもしれないという案件ですね。

○経理課長 そうですね。

○○会長 よろしいですか。

では、工事案件は若干不透明のところもあったり、制度的に本当にそれでいいのかというのは我々の勉強課題でもあったことを認識して、次の委託案件の説明をお願いします。

○契約担当係長 会長、失礼します。先ほど、当初の案件で御質問のありました興建社・矢島建設共同企業体の契約実績でございますけれども、令和2年度は単体でもJVでもいづれも実績は両者ございませんでした。令和元年度に同じく興建社・矢島建設共同企業体で杉並区中央図書館の建築工事を受注しております。

以上です。

○○会長 ありがとうございます。

それでは、委託審議案件3件について、まとめて御説明をお願いいたします。

○経理課長 了解いたしました。

それでは、まず1番目の杉並区立富士見丘小学校移転用地における埋蔵文化財発掘調査委託について御説明いたします。

入札方式は一般競争入札、日程は令和3年2月16日に公告をいたしまして、令和3年3月15日に開札をいたしました。予定価格は税抜きで「非公表」円、入札の見積経過に関する調書は資料13-1、また、公告文につきましては、資料の13-2から13-3に御提示しております。

入札には10者参加いたしました。このうち9者が区外業者でございました。

入札の経過でございますけれども、1回目はいずれも予定価格を超えていたため、応札した事業者へ最低入札価格、先ほど来審議の中で意見が出ておりますが、こちらを示して2回目の入札を行ったところでございます。その結果、1者を除いて全て辞退、もしくは不参となりましたので、記載の当該事業者と減価交渉を行いまして、予定価格内となる1億6670万円で随意契約の締結を行ったところでございます。

この委託の概要について説明いたします。富士見丘小学校改築工事に着工する前の令和2年2月7日に、埋蔵文化財に関する確認調査を実施いたしました。その結果、縄文時代、旧石器時代の遺跡を埋蔵文化財として保護する本発掘調査の実施が必要ということになりましたので、東京都が定める文化財保護法に基づきまして、当該年度の民間調査組織一覧に登録のある業者に委託をしたものでございます。

続きまして、2件目の学校給食調理業務委託（杉並和泉学園）について御説明いたします。

こちらは入札方式は指名競争入札でございます。日程は令和2年1月30日、令和2年2月10日に開札をいたしました。予定価格は「非公表」円、税込みでございます。資料につきましては、入札見積経過調書として資料13-4から13-5を御提示してございます。入札には25者を指名してございます。ちなみに区内業者は1者もございません。

経過でございますが、1回目の入札でフジ産業が最低入札価格となったため、落札者となりました。

委託の概要について御説明いたします。小中一貫校である杉並和泉学園の給食室におきまして、小学部は午後0時30分から、中学部は午後0時40分からの給食開始時間までに給食調理を行うものでございます。稼働日数は年間205日、施設の利用時間は午前6時から午後5時までとなっております。契約の基礎となります規模で、児童は約790人、生徒は約200人、教職員は98人で統一して献立で調理するものでございます。

最後に、3件目の廃棄物処理業務委託、これは単価契約でございますけれども、説明いたします。

こちらは見積競争で行いました。8者を指名し、このうち7者が区外業者でございます。日程は令和2年2月27日に指名を行いまして、令和2年3月9日に開札をしたものでございます。予定価格は税抜きで「非公表」円、資料といたしましては、入札見積経過調書を資料13-6として御提示してございます。

見積競争の結果でございますけれども、1回目の入札で栄和清運が最低入札価格でございましたので、落札者としたところでございます。

委託の概要について御説明いたします。区立施設から排出される生ごみ、廃プラスチック、金属くず、ガラスくず、ペットボトル、古紙、瓶、缶などを収集いたしまして、可燃、不燃、資源に分別する処理を請け負うものでございます。令和2年度からは新たに電池類を産業廃棄物として委託をしたものでございます。なお、委託者につきましては、都及び区の一般廃棄物処理業の許可を得ている者としてございまして、対象施設は362か所としてございます。

以上でございます。

〇〇会長 ありがとうございます。

それでは、最初の埋蔵文化財発掘調査委託から審議に入りたいと思いますが、いかがでしょうか。

まず、予定価格はどうやって立てるのでしょうか。

〇契約担当係長 委託担当係長をしております、浅野と申します。よろしく願いいたします。

予定価格につきましては、まず、業者による見積り、本件につきましてはトキオ文化財、アーキジオの2者から徴収し、その平均した額を契約依頼額として受け、契約担当のほうで積算をした後、予定価格を設定しております。

以上でございます。

〇〇会長 何回もこの委員会でも申し上げていますが、普通、見積りはできたら3者から取っていただいて、そのうちの最低のものを取るのが原則だったと思うのですが、なぜ平均されたのですか。

それと、聞き取れなかったのですが、トキオ文化財とどこですか。

〇契約担当係長 アーキジオという業者でございます。

〇〇会長 これは今回のところには入っていないのですね。

〇契約担当係長 今回の一般競争入札には参加の希望としては出してこなかった業者でございます。

〇〇会長 どうしてなのですかね。

それで、平均を取られたということは、この場合は非公表、要するに議事録から削除していただいていたと思うのですが、その見積りはトキオ文化財だともっと安かったという

ことですか。

平均を取られたということですね。

○契約担当係長 はい。

○○会長 金額は言わなくていいと思うのですが、トキオ文化財の見積額はひよっとすると1回目の入札価格よりも低い価格だったのですか。それとも見積りはもっと高く、当然戦略的にもっと高く見積書を出してきていると思うのですが、どうだったのでしょうか。

○契約担当係長 トキオ文化財につきましては、入札の本番につきましては、当初の下見積りよりも安い金額で応札しました。

○○会長 安い金額で1回目は札入れをしたということですね。当然そうですね。

それで、トキオ文化財は安いほうの金額ではなかったということですか。高いほうだったのですか。

○契約担当係長 下見積りにおいては、アーキジオのほうが安い金額でございました。

○○会長 それは大問題ですね。それは困りましたね。

そうすると、ひよっとするともう一者のものだと予定価格は安くなったかもしれないということと、見積りは平均値をずばり予定価格にされたということですか。それからの査定はなかったということですか。予定価格の立て方として、平均値でずばり出されたということですか。

○契約担当係長 平均額を受けて契約担当のほうで仕様の内容、履行の確認を取った後、予定価格として設定しました。

○○会長 だから、金額についてはどうだったのですか。金額は単純平均なのですか。

○契約担当係長 そのとおりでございます。

○○会長 そのときの判断基準というのは、区の考え方として何か方針が決まっているのですか。見積書を複数取った場合の平均値をもって予定価格とするということは、どこか内規か何かが決まっているのですか。

○経理課長 会長、実は基準は毎回御指摘されているのですけれども。

○○会長 そこが問題なのですよ。

○経理課長 平均を取るという考えはございません。

○○会長 ないでしょう。だから、今の判断はどこに基づいているのかということをお我々は確認したいわけです。

○経理課長 通常は安いほうを見て、それで予定価格を判定するというのはこの間、毎年

これは指摘されておりました、私どもはそういう考え方で一応は認識しているところでございます。

〇〇会長 今回、この案件については内部で検討されてそういう判断基準を設定されたわけですね。だから、その根拠たるやどこにあるのですかと。別にいい悪いではなくて、はっきりしておいたほうがいいですよということです。

ほかの方も御意見をどうぞ。

〇教育施設計画推進担当係長 所管の学校整備課の担当係長をしています、安川と申します。

先ほどございましたけれども、実際は3者見積りを今回取っております、もう一者業者があります。

〇〇会長 では、説明が違っているということですね。

〇教育施設計画推進担当係長 3者の見積りを取りまして、もう一者が井草文化財というところで、入札にも参加されたところからも取っております。先ほど経理課の係長からも御説明がございましたが、一番安かったアーキジオさんが人件費の見積りのところで、人工が大きい業務になりますけれども、かなり安く見積もっていたということもございまして、先ほど課長からの説明がありましたが、試掘をしたときにトキオ文化財さんでやられておりますので、現地の状況などもより正確に分かっているところも加味して、最安のところと試掘をやられたところとの平均ということで、所管としてはそれが妥当なのではないかということで経理課に依頼をしたという経緯はございました。

〇〇会長 そうすると、なぜ井草のものと3者で平均しなかったのですか。井草文化財も見積書を取られているわけですね。それでなぜ平均値は2者になったのですか。

〇教育施設計画推進担当係長 我々としては、最安が基本だということと、試掘をやられてより精度が高いと思われたところの平均をしたということです。

〇〇会長 そうしたら、3者を取る必要性がおかしいですね。3者を取って最低を取るか、あるいは3者の平均というのならばまだ分かるのですけれども、3者のうち理由をつけて2者にまず絞って2者の平均を取るとするのは、分からないわけではないかもしれませんが、あまり説得性がないと私は思ったのですが、ほかの方の御意見も確認しましょう。どうでしょうか。

どうぞ。

〇〇委員 今のところ、そうであればトキオを抜かしたところで3者で見積りを取ってと

いう形、トキオは一つメルクマールとしてあるわけですね。それ以外で3者、要するに4者から取る形、そういう形もあってもいいのかというのがあります。

あと、積算内訳書の提出が不要になっているのですけれども、こういうものに関しては全て不要なのでしょうか。何で積算内訳書の提出が不要なのですか。

○契約担当係長 委託案件につきましては、積算内訳は通常提出を求めておりませんので、それに従って今回も不要としております。

○○会長 そうすると、それは見積書で細かく取ることと全く矛盾していますね。予定価格の算定の根拠のときには非常に必要だけれども、公契約の考え方等々と矛盾するのではないですか。今のは論理的には非常におかしいと思いますけれどもね。

○契約担当係長 見積りの段階では予定価格を設定する必要がございますので、内訳は細かく確認をいたしますが、入札でございますので、最低入札者が落札者となりますので、基本的にはその額で落札ということで考えています。

○○会長 でも、そのときに直接労務費の person 費が幾らかというぐらいを把握しておかないと、それぐらいの熟練の方が本当に使われているかどうかというのは、仕様書で縛ればいいという考え方かもしれないのですが、矛盾しますね。

○契約担当係長 確認としては完全ではないということでしょうけれども、今、私どもではそのようにしているということでございます。

○○会長 別に不適切だと言うつもりはないけれども、考え方として一貫はしていませんね。人件費の埋蔵文化財の調査をされる作業の方あるいは専門の方の扱いについての質の確保についての考え方としては、どうも一貫していないような印象を私は受けました。

ほかの方の御意見を聞きたいと思いますが、いかがでしょうか。

○先生、○委員、○委員、よろしいですか。

どうぞ。

○○委員 先ほどの井草文化財研究所は、アーキジオよりも高い金額を提示してきたのでしょうか。どの辺りの金額を提示してきたのか教えていただければと思います。

○教育施設計画推進担当係長 井草文化財さんは3者見積りを取った中で一番高かったということです。

○○委員 第1回目の入札ではトキオより若干高いぐらいで2番目の金額で出てきていますね。

今、○先生からも再三御指摘があったように、見積りの取り方、それと平均値で出すと

いうところが一番引っかかるといいますか、御説明を聞いても本当に対外的な説明がしっかりできるかどうかを考えた上でそういう意思決定をしたとは思えないような御説明だったので、もう少ししっかりとそういうやり方でいいのかどうか、もしくはその時々でその都度判断をすることでいいのかどうか、しっかりとした統一的なやり方についての基準を持っておくべきだと思います。

○経理課長 予定価格に関しても毎回この審議会の中で御指摘をいただいているところがありますので、いただいた御意見につきましては、また今後の入札制度の検討の中で参考にさせていただきたいと考えております。

○○会長 また時間がありましたら最後にやりたいと思います。

では、次の案件の学校給食調理業務委託、これもなかなか興味深い案件なのですが、これはまず予定価格はどうやって立てられたのですか。これも見積りですか。

○契約担当係長 委託担当の浅野が申し上げます。

予定価格につきましては、まず発注所管課において、今回は事業者4者から見積りを徴収いたしました。その中で人員の配置定数や福利厚生単価等を勘案して、最も妥当な金額算定を行っている業者の下見積りを契約依頼額として発注所管課から経理課に依頼がございました。経理課においては、その下見積額の金額内訳を確認して、その要求仕様を再度経理課において確認をした上で、市場価格等を勘案して予定価格を設定しております。

○○会長 4者というのはどこかということと、最終的にどこの価格を採用されたのですか。

○契約担当係長 4者でございますが、フジ産業、東京天竜、レパスト、藤江、この4者でございます。フジ産業の金額を採用してございます。

○○会長 そうすると、当然フジ産業が戦略的に見積価格よりも安くできていますね。今回も間違いなく見積価格よりも安い金額でして一発合格といいたいでしょうか、そういうことですね。

○契約担当係長 今回につきましては落札率100%という結果となつてございまして、フジ産業の落札額は同額でございます。

○○会長 見積りと同額。なかなか商売強いところですね。

○委員、どうぞ。

○○委員 これまでもこの学校給食調理業務はフジ産業が取っていたのではないですか。恐らく継続してやってきている業者ですね。

○契約担当係長 フジ産業につきましては、和泉学園となってから平成27年以降は全てフジ産業が受注しております。

○○委員 恐らくそういうことがあって、もう幾らでできるというのが分かっているということなのではないかと思います。

○○会長 でも、そうすると、これは単年度契約なので、私が一番読んでいて分からなかったのは、結局拘束する時間帯は昼間だけです。だから、運用によって例えばもう一つ仕事をフジ産業等が、この杉並の学校の近くでもし職場があれば物すごく安くできるだろうし、夜の業務や朝の業務をセットにすればですね。だから、何かある意味で競争条件が違っているかもしれない気がしています。

○委員。

○○委員 リストの8番から15番、学校給食調理業務委託に関して8件、同様の案件があって、それぞれ25者から26者指名されていますね。入札日は全部2月10日なのですけれども、その中でリストの8番目の案件が今回の資料の3番のメリックス、9番目が21番、10番目が24番、リストの11番目は今回の案件に応札していないレパストというところなのですけれども、12番目がフジ産業で、13番目が今回の資料では13番の東京ケータリング、14番目の案件がレクトンで、15番目が22番の馬淵商事。リストの8番から15番までの応札業者が全部ばらばらで、かぶっていないのです。並べてみると結構不透明といいますか、そこも何でそういう状況になっているのかが分からない。ほかの案件も同様に予定価格は3者か4者見積りで対応していると思うのですけれども、応札業者が重なっていないという状況なのです。先ほどのご説明では、フジ産業が平成27年度から継続して応札しているということなので、ほかのところも全く同じ状況なのでしょうか。先ほど申し上げたリストの8番目から15番目の案件です。

○経理課長 これは学校と今の○委員の御指摘になった保育園と似通った傾向が出ておまして、いずれも御指摘しているような傾向になってございます。和泉学園になる前は小学校や中学校は単体でそれぞれ存在をしておりました。例えば和泉小であったり、新泉小であったり、和泉中であったりと。これらが合体したものが和泉学園なのですが、過去を振り返ってみても同じ、例えばフジ産業は新泉小のときからずっと受注していて、和泉学園になってからもフジ産業が今取っているというような、どうしてもそういう傾向がこの業態には表れているというのが実態でございます。

○○委員 例えば荻窪小学校だったら、イトランドがずっと取っているという話ですか。

○経理課長 はい。過去に何か失敗を犯せば当然はじかれるのですけれども、そういう業者も過去にはございました。ですが、傾向としては、例えばイトランドがずっと同じ学校を担っているような、そういう傾向が強く出ています。

○契約担当係長 学校につきましては、一部年度によって業者が入れ替わっている学校もございます。馬橋小、松ノ木小、杉森中学校、天沼中学校、井荻中学校は、前年度と比べて業者が変更という形になっております。

○○会長 これは入札業務としてはそうなるのは分からないわけではないのですが、ほかの自治体でいい例などを考えてみると、例えば老人ホームなどほかの業務もやってもいいとか、そのような委託内容で効率化を図ったりしているところもありますので、これは別件の話ですけれども、そういう方向も少し別途検討していただければと。これは行革担当の方へのメッセージです。

よろしいですか。

次の廃棄物処理業務委託（単価契約）、これもなかなか難しい案件ですね。これも単価と予定数量の掛け算の問題なので、なかなかこれの見積競争というのは、全部が全部単価が安かったというわけなのでしょうか。

○経理課長 この概要で申し上げますと、見積りにつきましては栄和清運と今回参加しております大谷清運、2者で見積りを取ってございます。いずれも昨年度と比較して翌年度に向けた見積りでは単価を上げるというような、そういう理由書をつけてこの業種につきましては見積りがございました。それについては所管課のほうで単価を値上げする理由の確認を明確にしてございます。例えば今まで委託の仕様になかったもので区がやるはずであった業務を代行しているのをちゃんと委託の仕様に入れてほしいというところは、下見積りの段階で単価にきちんと反映しました。

一方で、国際的な需要で、例えば中国が古紙などを買わなくなったとかということで、品目の需要が下落した理由によるものにつきましては、杉並区の廃棄物処理の仕様に照らしてその影響がないと判断されたものにつきましては、業者の聞き取りをして単価を見積りよりも下げて予定価格を設定してございます。

単価を下げてございますので、掛ける数量につきましては予定数量ということもございまして、こういった条件の下で予定価格を出していますので、それぞれの業者はそれぞれの言い分がございまして、単価には多少の開きはございますが、結果として栄和清運が最も見積競争の予定価格としては安かったという結果になってございます。

〇〇会長 予定価格は非公表ですから申し上げますが、落札業者ははっきり言えば随契とはいえどんぴしゃりの金額ですね。これはなかなか気持ちがいい問題ではないので、どのようにお考えでしょうか。

〇〇経理課長 我々もこれは結果としてはあまりいい結果ではないと思っています。というのは、御説明したとおり、単価を仕様にきちんと照らして、区としては見積額どおりに単価設定をせずに下げたのです。それによって予定価格の積算ベースを今回でいうと数百万落としたはずなのに、その落とすときの話を業者と聞き取りをしながらやったがために、恐らく業者のほうは、大谷清運にしても栄和清運にしても2者はある程度想像がついてしまって、大谷清運は金額の開きがございましたが、栄和清運についてはどんぴしゃになってしまったのかと。もちろん単価の公表はしていないのですけれども、どういう事情でというところを綿密に聞き取りをしたことがこういうことにつながってしまったのかと。これは反省すべき点ではないかと思えます。

〇〇会長 そうですね。

ほかの方の御意見、どうでしょうか。

〇〇委員、何かお話しされたいような顔つきですけれども。

〇〇委員 それでも単価が偶然一致などというのはあまりなさそうな感じですね。

〇〇経理課長 これはいわゆる単価掛ける数量ですので、数量については見積競争をするときに私どものほうで表をつくってございまして、単価を入れると予定数量の合計が出るような、そういう見積競争をしている関係上、単価を幾らにするかによって限りなく、どんぴしゃにはなかなかならないと思っていたのですけれども、そういう結果に結びついてしまったということです。

〇〇委員 だから、単価がどんぴしゃというのが、偶然一致するというのはあり得ないのかと。

〇〇経理課長 値上げについて、文書もつけてこういう理由で上げたいというのは2者からそれぞれ要望が別々にあったわけですけれども、それに単価差は多少あったのですが、所管課が聞き取りをしている範囲の中ではある程度業者のほうで想像できてしまったのかというのが、先ほども言いましたけれども、反省点かと。つまり、値上げをしてほしいと言ったところの一つは全く値上げをしなかった予定価格を設定したのですけれども、それがある程度読まれてしまったかと。これは反省すべき点だと思えます。

〇〇委員 こういう業者の場合、あまりほかのを取らないみたいな文化はないのですか。

○経理課長 競争ですか。

○○委員 ごみ業者などはそういう話を聞いたことがあります。

○経理課長 これは非常に複雑な契約形態を取ってございまして、区と契約をするのは当然窓口は1者なのですけれども、廃棄物の処理業務はこの後ろにいろいろなところが、中間処理施設ですとか、資源は資源でリサイクル組合ですとか、可燃は可燃で何々業界とありまして、最終処分場に行くまでに10者から20者ぐらい関与してございますので、そういう複雑な契約をきちんと仕切れるところということで参加されていると思いますので、1者ですと取ることはないかもしれません。当然競争でやっていますので、同じことができれば、例えば今回2位だったり3位だったりするところも当然受注者の目はあると思っています。

○○委員 ここは逆に言うと、栄和清運は何年ぐらいずっと契約しているのですか。

○経理課長 平成20年度から栄和清運になってございます。それまでは別の業者でした。12年ぐらいはこうやって見積競争をすると栄和がずっと取り続けていると。

○○委員 その辺は何かあるとは思うのですけれども、取りあえずそこは見えないところなので、了解しました。

○○会長 それでは、時間の関係もありますので、物品購入の2件の御説明をお願いいたします。

○経理課長 それでは、時間もありますので、簡単にまとめて申し上げますが、まずは児童・生徒用タブレットのパソコンの買入れにつきまして、これは一般競争入札で行いまして、令和2年の7月29日に公告をし、8月21日に開札をした案件でございます。予定価格は非公表でございます。参加事業者は区内1者、区外が9者の10者でございました。資料につきましては、資料13-7として入札見積経過調書を提示しているものでございます。

まず、購入の概要ですけれども、こちらはGIGAスクール構想の早期実施のため、児童・生徒用のタブレットパソコンを1万9000台購入するものでございます。タブレットパソコンの主な仕様といたしましては、資料13-8に概要が記載されていますので御参照ください。入札は調書に記載のとおり10者申込みがございましたが、実際に応札されたのは1者のみでございました。この1者につきましては、この時期に全国的にPCの需要が高まっていたということで、ほぼ同時期にタブレットパソコンの入札公告が行われたと。例えば23区でいいますと、4区が実施されておりました。4区の状況につきまして、参考までに入札経過を確認したところ、公告が億を超えるような発注公告につきましては、いずれも

10者程度の参加がございましたが、辞退もしくは不参という状況で、中には不調となった案件もございました。

続きまして、折り畳み式防鳥用ボックスの購入について御説明いたします。

こちらは単価契約でございます。方式といたしましては見積競争入札で、日程は令和2年5月8日に指名をいたしまして、5月18日に開札をいたしました。予定価格につきましては非公表でございます。参加事業者は区内4者、区外3者でございました。資料といたしましては、入札見積経過調書を資料13-11として御提示してございます。

こちらの概要につきまして御説明いたします。防鳥用ボックスにつきましては、今回2種類の大きさがございました。2種類の税抜き単価に年間予定数を乗じた予定価格の見積りにより競争いたしました。

以上でございます。

〇〇会長 ありがとうございます。

これはコロナ対応等もあったと思いますが、最初のPCの買入れについて、いかがでございましょうか。

もう少し安くなったような気もしないわけではないのですが、根拠がないので私は言えないのですが、ほかの方、どうぞ。詳しい方、どうでしょうか。

〇委員、あまり発言がないようですので、何か。

〇〇委員 ありがとうございます。

PCの買入れということですので、本当に単価掛ける個数1万9000ということであると思うのですけれども、これは大体どれぐらいで周辺の地域は購入しているのかとか、その辺はいかがなのでしょう。

〇経理課長 他区4区の状況を調べてございますが、今、手元に資料を持ってこなかったのですけれども、たしか4区のうち1区は10億ぐらいの規模のものを発注したところがあったと記憶してございます。正確にはきちんと調べたものがありますけれども、今、手元になくて申し訳ございません。

〇〇会長 今のは単価の話ですね。

〇〇委員 ざっと計算したら「非公表」円。

〇経理課長 「非公表」円ぐらいですね。

〇〇委員 つまり、ここで辞退をしたということは、周囲の状況というのも業者さんも見えるところで、これでは難しいと判断したということなのではないでしょうか。辞退された会社の

意向はどんなものだったのかというところです。特に和泉ビジネス・マシン、ここは区内ということだったので。

○経理課長 一つには、きちんと理由を提出した業者もございました。ただ、この理由は諸事情ということで、いかなる事情があったというところまでは確認できなかったのですが、他区を調査したときには、これだけの数を一気に確保して、年内、たしか12月ぐらいまでには段階的にですけれども、納めていただくような、そのようなことが仕様に入っていたかと思いますが、それになかなか応えられないというところがありました。特に区内業者の和泉マシンというのは代理店業をやっている業者でございますので、強力なつてがないとなかなかこれを受注することは困難であったと考えておるところです。

○○委員 分かりました。ありがとうございます。

○○会長 一番気になったのは、1月末というのはやや遅い気がしたのですがね。コロナで大変な時期だったので、もっと早めに発注も納入もできなかったのかというのが、むしろ価格以外に気になった点ではありますけれども、それは直接関係ないので。

○経理課長 今、会長が言われたことは、議会からも当局からも言われました。

○○会長 そうですね。ありがとうございます。

もう一件のものはカラスの何とかというものです。何年か前に。

○経理課長 昨年も御指摘いただいたものでございます。

○○会長 これについては敗者復活戦ですか。御関心のある方もおられたと思うのですが、いかがでございましょうか。

落札は同じ業者ですか。

○経理課長 令和元年度、昨年は審議いただきましたが、そのときは钣金工業というところが受注していました。今回はCREFTというところが受注してございます。

○○会長 これは面白いですね。仕様が変わったというわけではないですね。

○経理課長 私どものほうは昨年の指摘も受けまして、もう少し同機種で安く同じようなものを手に入れられないかということで、少し探索をしてから指名をいたしました。その結果、株式会社カンエツというところを、これは新潟の会社なのですけれども、見つけて、ここからの下見積りを取ったりして少し価格競争を激化させたところでございます。それに影響してか分かりませんが、CREFTというところが钣金工業に替わって落札してございます。

○○会長 これは我々が少しは寄与したのかもしれませんが、ほかの方から御質問はあり

ますか。

○委員、何かありますか。

○○委員 その前のタブレット1台「非公表」円、税込みで「非公表」円ですけれども、ビックカメラとかを今見たら「非公表」円とかであるのですが、4万円はどのようなのですか。さっきほかの区も一応情報を見られたと言っていましたね。

○経理課長 入札状況を確認は当然いたしました。

○○委員 情報を取られたわけですね。

○経理課長 これは所管課におきまして機種選定をいたしました。ですから、発注に当たりましては、ある程度の機種を提示した上で同等品ということにしておりまして、そのメーカーとかぶっているところも他区で発注公告しているところもございました。これはなぜそういうことをしているかということ、既にGIGAスクール構想の早期実現の前に杉並区としては実施計画の中で1人1台端末ということ掲げてございまして、少しずつ着手をしておりましたので、そことの整合性を図るためにこのような機種を指定して発注したところでございます。

○○委員 その機種というのはこういうタブレットですから、市場価格はネットでも見られると思うのです。その市場価格は安いもので幾らだったのですか。

○経理課長 これは見積価格で設定してございますので、見積りが「非公表」円、税抜きだと「非公表」円ぐらいだったということです。

○○委員 そうなのですけれども、それと市場価格を本来比較しないとまずいですね。

○経理課長 大量に一時期にこの短期間で確保するというのもございますので、確かに安売りのネットなどですと10台とか何台はすぐ手に入るのですけれども、1万9000台をセットアップしていただく費用も含まれてございますので、セットアップ代等を含めて4万円程度の設定を単価としてはしているところです。

○○委員 逆に大量購入ならば安くなるというのが経済的なあれであって、大量購入だから高くなるということは普通はないのですね。

○経理課長 製造の過程では確かにコストが安くなると思いますけれども、セットアップとなるとたくさんの人間を一気に。

失礼しました。セットアップは入っていないくて、ソフトですか、基本ソフトをライセンス利用できるようなことでしたか。

○○会長 この問題は杉並区だけに言ってもしょうがない話なので、日本国、政府も含め

でデジタル庁も発足していますが、政府調達の大きな問題なので、この場はこれ以上の議論は意味がないということではないのですが、杉並区の入札監視委員会としてはあまりそれ以上やってもしょうがないという気がしております。

今までの議論を整理しますと、どの契約ということではなくて、見積書の取り方とそれに基づく予定価格の算定について、もう少し整合的な一貫した区の方針を立てていただく必要があるというのが我々としての同意できる今日の大きな議論だと思います。

そのほかについては、いろいろ各委員の方からお話があった点は参考にさせていただきたいと思いますが、少し昨年来からのデータ整理等に基づいて〇委員が分析をされたことがあるようですので、簡単に御説明をお願いいたします。

〇〇委員 昨年も最後のほうでコメントさせていただいたのですが、サンプリングで8件というのは全体の中で非常に少ないものを見て検討すると。そういうやり方も一つありますけれども、もうちょっとマクロ的に入札データを見て検討するやり方も、先ほどのDXというあれもありましたが、今後行政もそういうITを取り入れながらいろいろな業務を効率化し、高度化するという観点からすれば、こういう入札の検討についてもデータ分析的なものを入れた検討も考慮の余地があるのではないかと。

昨年、私も頂いた資料でどういうことができるか検討してみますということを言わせていただいたので、直前になりましたけれども、2年比較ですね。これはマイクロソフトのアクセスというものをを用いて、頂いたエクセルを読み込んで、種目というのですか、それぞれにソートして落札率が2年でどうなっているのだということをテストベースでやってみたと。

一般競争入札の種目ごとにソートした中で、警備などが2年比較してもほぼ100%の落札率だったのです。また、その中身を見ますと、1つの小学校を4分割して2者で大体100%ずつで落札しているとか、ほぼ100%でかつ2年間業者が変わっていないという傾向が見られたと。業者は多いけれども結局100%ぐらいで落札しているとか、ほかの業者は不参加になって1者で落札するとか、そういうところが見えましたと。

そういった観点での分析、検討も、今後のこういう委員会の中で一部含めていったほうがより有効な検証ができるのではないかとということで、一つの提案というのですかね。今後すぐそういうことをやるのは、役所ですとなかなかすぐ変更はできないかもしれないのですが、徐々にサンプリングは5件だけれどもある種目についてもっとそういった観点で検討してみるとか、そういったやり方もしていったほうが目的からしていいので

はないかということで、今日はコメントをさせていただいたと。

区として、その辺のやり方もどんどん改善していくことが業務の高度化につながるのではないかと思ったのですけれども、どうなのでしょう。

○経理課長 御意見はよく分かりました。今後、エビデンスではないですけれども、そういう成果をある程度政策として掲げた上で確認をするというのは必要なことだと理解はしています。

入札という特殊な手続でございますので、当然今日御意見としていただいた予定価格の積算が落札率に非常に大きく影響していますので、この入札監視委員会で毎年御指摘いただいておりますが、予定価格の積算、これについてまずきちんと皆様方にお認めいただけるようなことを第一に行いながら、データの活用についてはこれを念頭に置いて進めていきたいと思っています。順番は、まずは仕組みをきちんとつくって、あとは成果として○先生に御提案いただいたようなEBPMではないですけれども、目標をきちんと定めて、それをデータできちんと確認をしていくということも、また皆さんの御意見の中で取り込んでいきたいと思っております。すぐにはなかなか取り込めないかと思っておりますけれども、御指摘はよく分かりました。

○○委員 やる方法は全然簡単でして、アクセスというところに単に入れ込んで比較しているだけですので、これはエクセルでもできるわけなのです。だから、そんなに手間がかかることではなくてできるものなので、さっきの見積りの話とは別にできるとは思いますが、こちらの意見としてはそういうものは簡単にある程度できるようなもので、それを高度化するには何年もかかりますけれども、単純比較でもできることと、先ほどの給食の話でも、あまり変わらないでずっと1者ずつ決まっているみたいのところも、2年比較ではそういう状態にあるかというのは簡単に見られるわけです。逆に一件一件だけ見ていたらその辺の実態が分からないわけで、きちんとしたそういう意味での評価ができない。だから、もうちょっと種目、固まりで見た上での一件という形にしていかないと、本来の意味での十分な検討が、時間が限られますから十分というのではないのですけれども、より有効な検討が方法を変えることによってできるのではないかと思っております。

○○会長 ありがとうございます。

時系列的な分析は我々としても今後また検討していきたいと思っております。

それでは、今日の審議は取りあえずこれで終わりにしますが、事務連絡等があるかと思っております。次回の評価委員会をどうするかということもありますね。対面でやるかどうかと

いうことも含めて、感染状況を見て、もし対面で参加できる方は参加していただくような方向を事務局はお考えのようですが、説明をお願いいたします。

○行政管理担当課長 最後に事務連絡をさせていただきます。

本日はありがとうございました。

音声の件で御迷惑をおかけして、すみませんでした。

まず、前回の第4回でもお知らせさせていただきましたけれども、外部評価表につきましては、ヒアリングや質問等を踏まえまして、11月22日月曜日までに御提出をいただければと存じます。

次に、第6回外部評価委員会の開催についての御案内でございます。12月17日の金曜日1時半から3時半の予定でございます。

第6回の開催方法についてですけれども、こちらは11月下旬から12月上旬を目安に〇会長と相談の上決定いたしますので、御連絡をお待ちいただければと存じます。

引き続きまして、次回、第6回に出席する所管課の職員についてでございます。昨年度と同様に、事務事業評価につきましてはヒアリングを実施しましたので、事務事業評価の所管課は外部評価委員会の出席を不要としてよろしいでしょうか。

(委員了承)

では、そうさせていただきます。

施策評価及び財団等の経営評価につきましては、昨年度と同様に所管課職員の出席を求める予定でございます。

事務局からの事務連絡は以上でございます。

本日はどうもありがとうございました。

〇〇会長 それでは、活発な御議論をいただきまして、ありがとうございました。途中、若干トラブル等がございましたが、御容赦ください。

それでは、これもちまして第5回目の杉並区外部評価委員会を終わります。どうもお疲れさまでした。